

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十八号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年一月一日から施行する。